

議案第 11 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 1,688,390円

2 事故の概要

- (1) 事故発生日時 令和5年6月2日午後2時24分頃
- (2) 事故発生場所 我孫子市つくし野1丁目1番2号地先国道6号
- (3) 事故の状況 職員が公用車で我孫子市つくし野1丁目1番2号地先国道6号を走行中、交差点を直進して通過しようとしたところ、当該交差点の手前の停止線を越えた位置に賠償相手方の自動二輪車が停止しており、ブレーキをかけたが、停止することができず、当該自動二輪車に追突し、当該自動二輪車のマフラー、レッグシールド等を損傷させ、及び賠償相手方に頸椎捻挫^{けい}、右肩打撲傷等を負わせた。

令和7年9月1日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

令和5年6月2日、我孫子市つくし野1丁目1番2号地先国道6号において職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。